

平成 29 年 4 月 1 日  
(任期 : H29.4.1~H30.3.31)

### 福井大学医学部附属病院治験審査委員会

所在地 : 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第 2 3 号 3 番地  
医療機関 : 福井大学医学部附属病院  
事務局 : 医学研究支援センター 治験管理部

委員 : (1) 診療科長 3名以上

麻酔科 蘇生科 長 教授 重見 研 司  
消化器内科 長 教授 中本 安 成  
眼 科 長 教授 稲谷 大

(2) 薬剤部長

薬 剤 部 長 教授 後藤 伸 之

(3) 医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者 2名以上

応用言語学 (医学英語) 教授 藤原 哲 也  
病院部医療サービス課 課長 吉野 孝 博

(4) 医学部附属病院及び医学部附属病院長と利害関係を有しない者 3名以上

杉原・きっかわ法律事務所 弁護士 吉川 奈 奈  
福井工業大学 教授 草桶 秀 夫  
大学院工学研究科 准教授 高橋 一 朗  
教 育 学 部 准教授 大和 真希子

(5) その他病院長が必要と認めた者

医療安全管理部 教授 秋野 裕 信 (委員長)  
看 護 部 部長 江守 直 美  
薬 剤 部 副部長 塚本 仁

(医療機器の臨床試験を審査する場合のみ 1名)

(6) 工学に関する専門的知識を有する者

メディカルプラザセンター 臨床工学技士 笠川 哲 也

開 催 : 原則、毎月 1 回開催する。

但し、必要な場合は随時開催することができる。

成 立 : (3) 及び (4) の委員各 1 名以上を含め、委員の過半数以上の出席を要する。

但し、委員の申請した治験を審査するときは、その委員を除く。

なお、医療機器の審議に当たっては (6) の委員を加える。

判 定 : 審議の判定は、出席した委員全員の同意を原則とする。

運 営 等 : 「福井大学医学部附属病院治験審査委員会要項」に基づく他、

「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 2 7 日厚生省令第 2 8 号)」及び関連規定、諸通知により行う。